

令和 6 年度 特定事業場等排水調査業務委託仕様書

1. 調査目的

特定事業場等からの排水を調査することにより、下水道排除基準違反を未然に防止し、よって公共下水道の施設と水質保全を図ることを目的とする。

2. 委託期間

自 契約日翌日

至 令和 7 年 3 月 1 5 日

<採水日程>

A 日程(予定) ; 契約日翌日～令和 6 年 8 月 3 1 日のうち 4 日程度

B 日程(予定) ; 令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 月 3 1 日のうち 3 日程度

※ A 日程及び B 日程の対象事業場及び詳細採水日程については、別途指示する。

3. 業務内容

委託期間内に久留米市給排水設備課（以下、給排水設備課）の立会いのもと、受注者が調査対象事業場の排水を採取し、分析を行うものとする。

※採水日程によっては検査判定が休日になることもありうる。

4. 検体数、分析項目、分析方法

検体数 : 6 2 検体

分析項目 : 別紙 1 の調査対象事業場ごとに示した項目を測定する。

分析方法 : 排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法、下水試験法、工場排水試験法又はこれに準ずる方法。

ノルマルヘキサン抽出物質については、測定値が 3 0 m g / L を超えた場合は、ノルマルヘキサン（鉱油）を測ることとする。

報告値 定量下限値は、基準値の 10 分の 1 以下とする。

5. 速報

分析結果判明後、排水基準を超過している場合は、速やかに給排水設備課に報告すること。報告の方法については、別途協議にて決定するものとする。

6. 結果報告書

受注者は各回の最後の試料搬入日より起算して 1 5 日以内に給排水設備課へ結果報告書を納入すること。（A 4 版 2 部）

結果報告書は、結果のとりまとめを行い、水質濃度計量証明書を添付すること。

7. 試料の保存

試料は、結果報告後 1 週間まで保存すること。

8. 業務遂行上の遵守基準

- 1) 受注者は、業務の遂行に当たってその精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- 2) 分析は全て自社で行い、他社に再委託しないこと。
- 3) 本仕様書に明示されない事項または疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

9. その他

- 1) 分析項目ごとの試料用容器及び試料の採取に係る下記の器具等は、受注者にて準備すること。
 - ・ クーラーボックス又は発泡スチロール製容器、氷（試料保冷用）
 - ・ 長柄杓、ひも付きバケツ、ろうと
 - ・ 採水時に容器搬送用に用いる手持ちカゴ、手付きビーカー
 - ・ マンホールを開ける 2 個 1 組のフック器具、バール、採水用ロープ

10. 暴力団排除に関する事項

当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。